

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

### 目 次

- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定  
結核予防法による指定医療機関の辞退
- 土地改良区の役員住所の変更
- 土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良事業の認可(六件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ◇ 公 告 道路交通法による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所
- ◇ 公 告 ぶぐ処理師試験等の実施

## 告 示

鳥取県告示第九百五十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十二年九月十二日	常 松 医 院	米子市福市五七四ノ五
昭和五十二年十一月一日	松 本 医 院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇ノ一九

鳥取県告示第九百五十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十二年九月十六日	石 原 医 院	西伯郡淀江町大字淀江 六六五
昭和五十二年十一月一日	医療法人厚生会 森 脇 病 院	米子市加茂町一丁目一六

鳥取県告示第九百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八東土地改良区

理事 森 下次郎	
変更前	八頭郡八東町大字徳丸九四四
変更後	八頭郡八東町大字徳丸八五五一

鳥取県告示第九百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（会見地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月三十日から三十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、会見町役場、西伯町役場及び岸本町役場

四 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百五十五号

日南町から申請のあつた町営土地改良（鉄穴内地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良（貝田地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良（御机地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十四

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(鳥地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(入町地区農業用水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(今吉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月

二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、雲山南土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 加藤重蔵

鳥取市行徳は一六〇番地

明德産業有限公司

取締役社長 中尾信太郎

二 事務所の所在地

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

三 事業施行期間

昭和五十二年三月十八日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 施行地区

鳥取市雲山字川上、字捨井、字横屋田及び字細田の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十二年三月十四日

六 事業年度

昭和五十一年度及び昭和五十二年度

七 公告の方法

鳥取市農協開発株式会社の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十二年十一月二十五日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十九条第二項に規定する道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所を次のとおり定め、昭和四十二年十月鳥取県公安委員会告示第四十四号(道路交通法による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所について)は、廃止する。

昭和五十二年十一月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取市安長字西魚尾一七七番地の三  
鳥取県警察本部交通部運転免許課前

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和52年11月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和53年1月31日現在において年齢18歳以上の者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者

2 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和53年1月7日から昭和53年1月11日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

- (イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本
- (ロ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)
- (ハ) 魚介類販売業、魚内ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書

イ ふぐ調理師試験

- (イ) 履歴書
- (ロ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)
- (ハ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

- (1) 筆記試験  
昭和53年1月31日 午前10時から12時まで
- (2) 実地試験  
米子保健所及び根雨保健所管内の受験者  
昭和53年2月3日 午前10時から  
倉吉保健所管内の受験者  
昭和53年2月2日 午前10時から

鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者

昭和53年2月1日 午前10時から

4 試験場所

(1) 筆記試験

- 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者  
米子市西福原 米子保健所  
倉吉保健所管内の受験者  
倉吉市巖城 中部総合事務所  
鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者  
鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館(三階)

(2) 実地試験

- 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者  
米子市西福原 米子保健所  
倉吉保健所管内の受験者  
倉吉取巖城 倉吉保健所  
鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者  
鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館内鳥取市働く婦人の家(五階)

5 試験科目

- (1) ふぐ処理師試験  
ア 衛生関係法規  
イ 公衆衛生学  
ウ 食品衛生学  
エ ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)
- (2) ふぐ調理師試験  
ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識  
イ 衛生関係法規(主としてふぐの取扱等に関する条例)

ウ ふぐ調理の実施(毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙  
はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験

受験通知、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験

受験通知、白衣、短丁、<sup>ぼう</sup>耐水性のはきもの及び白帽又は三角きん

8 合格者の発表

実地試験の終了後15日以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価 一部一箇月五百円(送料を含む)】